

## **第7節 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整**

### **市町村子ども・子育て支援事業計画作成時の調整**

市町村計画の策定にあたり、市町村の区域を超えた教育・保育等が必要になった場合には、量の見込み（必要利用定員総数）並びに提供体制の確保（利用定員の合計）の内容及びその実施時期等について、まず関係市町村間で調整を行い、関係市町村間の調整が整わない場合は、県が助言等により必要に応じて広域調整を行います。

また、県を超えた市町村間で広域調整が必要になる場合には、関係市町村からの要請を受け、関係する都道府県との間で調整を行います。

## **第8節 教育・保育情報の公表**

教育・保育を提供する施設等に関する情報の公表は、施設等の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくうえで重要です。

また、これら施設等の情報は、就学前の子どもを持つ保護者にとって、適切かつ円滑に教育・保育施設等を利用する機会を確保するため重要になります。

このため、県は、教育・保育情報として、施設等から報告された運営状況等に関する情報を県のホームページ等、さまざまな媒体を通じて公表します。